

千葉県告示第846号

千葉県市税条例（昭和49年千葉県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、平成30年7月25日付け千葉県告示第596号において別途千葉県告示で定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについて、平成30年12月25日とするので、同条例第5条第2項により告示します。

平成30年11月8日

千葉市長 熊谷俊人